

◆学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度

区分	障害の程度	判定方法
視覚障害者	<p>両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のものである。</p> <p>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。</p>	<p>身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち、左の基準に該当すると医師が診断したもの</p>
聴覚障害者	<p>両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである。</p>	
知的障害者	<p>1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のものである</p> <p>2 知的発達の遅滞の程度が 1 の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものである</p>	<p>療育手帳の判定が A のもの又は精神障害者保健福祉手帳 2 級以上</p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行※、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のものである</p> <p>2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のものである</p> <p>※ 歩行には、車いすによる移動は含まない。</p>	<p>身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち左の基準に該当すると医師が診断したもの</p>
病弱者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※1 又は生活規制※2 を必要とする程度のものである</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※2 を必要とする程度のものである</p> <p>※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。</p> <p>※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。</p>	<p>左の基準に該当すると医師が診断したもの</p>

言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの。	療育手帳の判定がAのもの又は精神障害者保健福祉手帳2級以上
自閉症者 情緒障害者	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	療育手帳の判定がAのもの又は精神障害者保健福祉手帳2級以上
学習障害者 (LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	療育手帳の判定がAのもの又は精神障害者保健福祉手帳2級以上
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	療育手帳の判定がAのもの又は精神障害者保健福祉手帳2級以上